

空き家バンクに登録しませんか？

町では、平成23年度より、移住・定住促進による地域活性化を図るために、利根町空き家バンク制度を実施しています。「空き家を貸したい、売りたい」という方の物件登録申し込みを募集しています。町内に空き家を所有されている方は空き家バンクへの登録をお願いします。

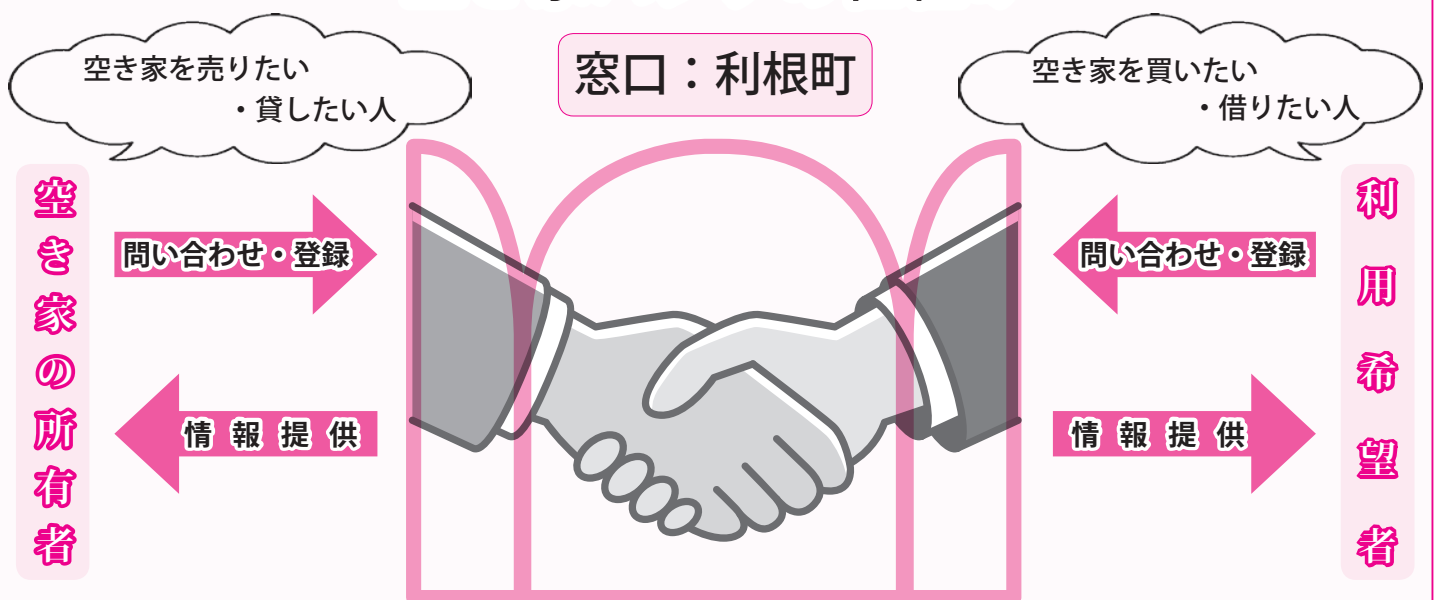
詳細については利根町ホームページ「トップページ」↓「移住・定住支援」↓「空き家・空き地バンクのご案内」をご覧ください。役場企画課まちづくり推進係までお問い合わせください。

～空き家バンクとは～

空き家の売却・賃貸を希望する所有者から、登録していただいた物件情報（空き家情報）を町のホームページなどで公開し、移住・定住などで空き家の利用を希望する方に物件情報を提供する制度です。
※平成27年度より、利根町空き地バンク制度も実施しています。



空き家バンクの仕組み



茨城県宅地建物取引業協会の会員業者による仲介のもとに契約

※仲介には法律で定められた仲介手数料が生じます。

問い合わせ先 役場企画課 まちづくり推進係 ☎68-2211（内線226）
✉machisui@town.tone.lg.jp

受け付けについて

- 日時：2月15日（金） 午前10時～正午、午後1時～4時
- 場所：役場 福祉課相談室
※新車、中古車新規登録に係る減免や自動車取得税の減免については、登録日から30日以内に管轄の水戸または土浦県税事務所自動車税分室でお願いします。
- 注意：減免の要件、必要な持ち物については、土浦県税事務所まであらかじめ必ずお問い合わせください。

問い合わせ先 土浦県税事務所 収税第一課 ☎029-822-7205
茨城県総務部税務課ホームページ
<http://www.pref.ibaraki.jp/somu/zeimu/kikaku/zeimu.html>

心身に障がいをお持ちの方へ
～自動車税減免申請の出張窓口開設～
茨城県では、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、戦傷病者手帳の交付を受けている方のために使用する自動車で、障害等級が一定の要件を満たし、障がい者の方ご本人もしくは障がい者の方と生計を一にする方が所有する自動車について、申請により自動車税および自動車取得税を減免する制度を設けています。
減免申請は、管轄の県税事務所において年間を通じて受け付けておりますが、次の日程で減免申請の受付窓口を設置しますので、ご利用ください。

消費生活相談だより

～賃貸アパート退去時のトラブルにご注意！～

2月は入学や就職で賃貸アパートの契約をすることが多い月ですが、退去時のトラブルを避けるには、入居前からの注意が必要です。

特に争いが多いのは、壁紙や畳の黄ばみ、釘や押しピンの穴、壁や床の傷の補修やカビなどの除去費に関してで、敷金をはるかに超える高額な費用を請求されることもあります。日焼けなどで自然に黄ばんでしまった畳や壁紙などは経年変化で、借主の負担にはなりません。

しかし、借主が故意や過失で壁や床に傷をついたり、喫煙で壁紙が黄ばんだり、換気不足などでカビが発生したり、ペットの臭いが落ちないときなどは責任が生じます。

契約前によく確認を！

●契約書や見積書などをよく確認する！

契約時に「原状回復費用の全額を借借人が支払う。」という特約に、サインしているケースが多い為、契約書はよく読むようにしましょう。

また、補修費用の見積書を見せてもらい、適正な価格かどうか調べたり、支払うときも、本当に工事をしたかどうかを確認するために、領収書を見せてもらってから支払うようにしましょう。



●入居前の立ち会いはしっかりと！

詳しく説明を受け、部屋の傷などを不動産業者と一緒にチェックし、傷や黄ばみなどは写真を撮って証拠を残しておきましょう。

参考：国土交通省「原状回復をめぐるトラブルとガイドライン」、
（独）国民生活センター

おかしいと思われたらご相談ください！

相談窓口 ①役場経済課 消費生活相談窓口 毎週水曜日 午前10時～午後5時（正午～午後1時の時間を除く）
☎68-2211（内線322）
消費生活相談員が、ご相談をお受けします。
②水曜日と土曜日以外は、茨城県消費生活センターへ 午前9時～午後5時
☎029-225-6445
③土・日曜日と祝日は、188（いやや・消費者ホットライン国民生活センターへ）
なお、近隣市町村へのご相談はご遠慮ください。

商工会だより 小規模企業共済制度のご案内

小規模企業共済制度は、小規模企業の個人事業主（共同経営者を含む）または会社等の役員の方が事業をやめられたり、退職されたりした場合に、生活の安定や事業の再建を図るための資金をあらかじめ準備しておく共済制度（経営者の退職金制度）です。

当制度は、法律（小規模企業共済法）に基づく制度であり、国が全額出資している独立行政法人中小企業基盤整備機構が運営しています。契約者の方からお預かりしている掛金とその運用収入は、全て契約者に還元される仕組みで、制度の運営経費は全額国からの交付金により賄われています。

対象加入者

- 常時使用する従業員が20人以下（商業、サービス業では5人以下）の個人事業主および会社役員

問い合わせ先 利根町商工会 ☎68-7417

制度の特色

- 掛け金の種類が自由に選べます！
金額 1,000円～70,000円/月
※500円単位で自由に選択できます。
- 加入後も掛け金は自由に設定（増・減額）できます！
- 支払い方法も自由に選べます！
「月払い」「半年払い」「年払い」からお選びいただけます。
- 掛け金は、全額が「小規模企業共済掛金控除」として、課税対象所得から控除できます！
1年以内の前納掛金も同様です。
- 共済金は廃業時または、退職時に受け取れます！
また、満期はありません。
共済金の受け取りは「一括」、「分割」、「併用」のいずれかをお選びいただけます。共済金は税法上「退職所得扱い」または「公的年金等の雑所得扱い」となります。
- 事業資金等の貸し付けが受けられます！
契約者の方は、納付した掛金合計額の範囲内で、事業資金等の貸し付けが受けられます。（担保、保証人は不要）